

兵庫県施設照明LED化事業仕様書

1 業務の目的

兵庫県所管施設の既存照明器具を賃貸借LED照明器具に交換し、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出量削減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、兵庫県施設照明LED化事業に適用する。

3 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) JIS規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具—第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具—第2-1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具—第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具—第2-2-2部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具—第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具—第5部：配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置—第2-7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置—第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第1部：LEDパッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第3部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置—性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール—安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール—性能要求事項

※選定する照明器具等は、原則、JIS規格で示している最低照度基準を満たすものとする。

ただし、既設照明器具が照度基準を満たしていない場合は、発注者と協議し、決めることとする。

(2) 電気用品安全法（PSE）

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

(3) JEL規格

JEL 光源製品の正しい使い方と表示事項

(4) JILMA規格

JLMA500 LED関連試験規格のJNLA認定記述基準

(5) ガイドライン

ガイドB005 改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル

ガイド010 直管LEDランプ性能表示等のガイドライン

ガイドB011 高品質照明用LED光源の性能要求指針

ガイドA102 照明器具の銘板等の表示

ガイドA134 LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

4 概要

(1) 履行場所

別紙1に記載の38施設

(2) 賃貸借物品

ア LED照明器具本体及び付属品

イ その他、取付けに必要な資材

(3) 数量及び設置場所

様式7「施設別提案内訳書」記載のとおり

なお、図面の閲覧を希望する場合は、令和7年5月30日（金）、6月4日（水）、6月9日（月）の9時から17時まで（12時から13時を除く）の間事前予約の上閲覧可能とする（1事業者2時間以内）。閲覧を希望する者は、前日までに募集要項12の事務局へ日時の予約をすること。ただし、希望者が多い場合は日程の調整、追加等を行う場合がある。

(4) 契約期間 契約締結の日から令和18年3月31日まで

(5) 設置期限 令和8年3月31日

詳細は県担当職員と調整の上、決定すること。

(6) 賃貸借期間

令和8年（2026年）4月1日から令和18年（2036年）3月31日（120ヶ月、10年間）

(7) 事前調査

受託候補者に選定された者は、工事に先立ち記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施すること。様式7に記載のデータは、主に担当職員による記載であり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、現地調査結果に基づき現状の照明器具の仕様を含め様式7を更新し、更新箇所が簡易にわかるように書式等を変更の上提出すること。

ただし、様式7に含まれない照明については、数量、費用等で検討し、今年度の契約には含めない場合がある。

(8) 賃貸借期間満了時の取り扱い

賃貸借期間が満了し、兵庫県（以下「発注者」という。）が賃貸借料を完済したとき、本賃貸借物品の所有権は、受注者から発注者に帰属変更するものとする。

5 照明器具（物品）仕様

（１）共通

- ア 照明器具は、様式7「施設別提案内訳書」に示す既存器具と同等以上の性能を持つLED照明器具を調達すること。
なお、LED照明器具への交換方式は、原則器具交換とすること。ただし、意匠に配慮した特殊な照明器具など同型の照明器具が市販されておらず、器具交換が困難な照明器具については、ランプ交換を可とする。
- イ 使用する全てのLED照明器具は、JIL規格 JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」全てに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても、同様とすること）
なお、当該器具は、原則としてグリーン購入法適合品とし、その証明書類を発注者に提出すること。
- ウ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の製品とすること。
- エ 非常用照明兼用器具を取り替える際は、既設照明器具と同等の照度が確保できる照明器具を選定すること。なお、非常用照明を別設置とする場合は、現状と同等の照度を持つ非常用照明を天井構造に応じて設置すること。
- オ 交換する賃貸借物品は、既設の建物に配慮して天井等建物の補修を必要としない器具を選定し、契約締結日から取替工事前までに機器図面等を提出のうえ、発注者側の承諾を得ること。
- カ 既設照明器具が調光等を行っている場合は、同機能及び性能を有する器具を選定すること。
なお、器具交換に伴い、既存の調光装置の更新等附帯工事が発生する場合は、発注者に対応を協議すること。
- キ 原則として、各室等の照度及び色温度は、既設照明器具と同等程度の器具を選定すること。
- ク 平均演色評価数（Ra）は、既設照明器具と同等以上の器具を選定すること。
- ケ 既設照明器具が特殊な高演色性ランプ等を使用している場合は、発注者と協議の上、仕様を決定すること。
- コ 屋外、湿気、腐食性ガス等がある場所に設置する照明器具は、防水性、耐水性、耐候性、耐食性等を十分有するものを選定するものとし、施工においても設置環境に配慮したものとする。
- サ LED光源によってまぶしさや不快感（グレア等）を与えないものを選定すること。

と。

シ 交換する照明器具には全て賃貸借物品であること等をシール等で表示すること。表示内容は発注者と別途協議すること。

ス 既設天井材にアスベスト含有の可能性があるため、可能な限り天井材の改修工事を伴わない照明器具を選定すること。

セ 直付け照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないよう器具選定等により可能な限り配慮すること。

(2) LED一体型ベースライト

ア ライトユニットが取外し可能なものとする。

イ 非常用照明器具を取り替える際は、同等性能のLED非常用照明器具を設置すること。

なお、兼用型のLED非常用照明器具への取替え又は専用型の新規設置の手法は問わないものとする。

(3) 高天井用照明器具

ア 光源(LED)寿命は、60,000時間以上(光束維持率85%以上)の製品とする。

イ 照明器具は、電源内蔵型とすること。

ウ 照明器具には、ワイヤー等で落下防止措置を講じること。

エ 専用の取付金具等が必要な照明器具については、専用金具を使用すること。

オ 電動昇降装置(リフター)付きの場合は、原則、電動昇降装置は撤去、電動昇降装置用の配管・配線及び操作盤は既設のままとする。なお、安全対策は実施すること。

(4) ダウンライト

ア 光源部は、メンテナンス性を考慮し、無償譲渡後の維持管理の観点から、本体と光源が切り離せるライトユニット交換型とすること。

イ 配光特性は、既設照明器具と同等とすること。

ウ 傾斜天井仕上部に設置する場合は、専用器具を選定すること。なお、これに依り難しい場合は、発注者と協議の上、仕様を決定すること。

(5) 防災照明器具

ア 建築基準法及び消防法の仕様を満足する製品とすること。

イ 誘導灯の光源(LED)の寿命は60,000時間以上とすること。

ウ 電源(電源別置型、電源内蔵型)は既設に合わせる。

エ 届出、申請が必要な行政機関(所轄の消防署等)については、改修に伴う届出、申請を行うこと。その際、改善等を指摘された場合は、別途発注者と協議すること。

オ 点検用のリモコンは法定点検に必要な台数を納入すること。

(6) 投光器、屋外ポール照明器具

ア LED電源装置については、器具内蔵型、器具分離型の種類は問わないものとする。

る。ただし、使用しない既存安定器等は、原則撤去処分とすること。

イ 専用の取付金具等が必要な照明器具については、専用金具を使用すること。

ウ 新設照明器具が、既設ポール等にそのままでは設置できない場合は、ポール取付用金具、アダプタ等を使用して取り付けること。

(7) その他LED照明機器、ランプ

ア 様式7記載の既存照明と同等以上の性能を有する製品とすること。

(8) 設置予定物品の規格確認

ア 受託候補者は、既設照明器具の調査を実施し、契約までに発注者に更新後の様式7を提出し、その承諾を得なければならない。

6 工事仕様

(1) 設置仕様

① 着工前

ア 受注者は、設置作業の着工前に既設器具の取付方法・状態等を現地調査の上、施工計画（実施工程表、作業体制表、安全管理計画、現場代理人届等）を提出し、承諾を得なければならない。

（※様式については任意とする。）

イ 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。

なお、調査等において仕様書との相違（数量、仕様等）があった場合は、修正した様式7を速やかに発注者に提出し、協議するものとする。

ウ 停電を要する作業が発生する場合は、影響範囲、停電日時、仮設対応等を示した計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

エ 設置作業に使用する照明器具、付属品、雑材料は全て新品とする。（ただし、仮設材は、再使用品でも可とする。）

オ 工事期間中は、火災保険または、それに代わる請負賠償責任保険等に参加し証書の写しを発注者に提出するものとする。

カ 施設側の予定を確認し、各室の作業日、作業時間等について詳細に施設側及び発注者と調整すること。

キ 既設照明器具の色温度を確認し、既設同等とするのか、変更するのか等、施設側及び発注者と協議の上決定すること。

ク 既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、受注者の負担によりアスベスト含有調査を行い、有無等について発注者に結果を報告するものとする。受注者はアスベスト含有調査結果に基づき、関連法令に準拠し適切に施工すること。ただし、アスベストを含有していないことが既に明らかな場合には、この限りではない。

ケ 誘導灯及び非常用照明器具の更新に際しては、現行法令に適合させるとともに、必要に応じて所管官公庁と協議の上器具を選定すること。

② 仮設工事

- ア 設置作業において、仮設足場を設置する必要がある場所については、設置した足場より施設運営上の支障がないよう設置し、後片付け、清掃等を行うこと。
- イ 工事作業員の車や資材搬入、廃棄物の搬出等の運搬車の経路及び駐車位置について、場所、時間等を仮設計画書にて発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- ウ 受注者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、労働安全衛生規則に基づき墜落制止用具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。
- エ 受注者は、既設床、机、椅子、書棚等に傷等をつけないように、シート合板・ゴムマット・ブルーシートなどで養生を行うこと。また、机の上の養生を行うと共に現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意すること。
なお、万一損傷させた場合は、受注者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。
- オ 工事に係る器具等の保管場所については、施設側及び発注者と協議すること。
- カ 作業にかかる貴重品等の移設、養生については、事前に施設側及び発注者と協議すること。
- キ 作業中は粉じんの飛散に十分留意し、適切に養生を行い、作業終了後には清掃を行うこと。

③ 設置工事

- ア 受注者は、既設機器を取り外した後、賃貸借物品を設置し即日点灯させるものとする。
- イ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。
- ウ 必要に応じて、工事エリアに限らず、通路及び資材置場の各部養生を行うこと。
- エ 工事中は施設利用者や施設職員に対して、作業方法、作業日程について十分な安全対策を施設運営上の支障がないようにすること。
- オ 設置作業に当たっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- カ 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認し、試験成績書及び写真にまとめ、発注者に報告すること。なお、絶縁抵抗計の定格測定電圧は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）表2.19.2の制御機器等が接続されている場合を適用する。
- キ 5（1）アただし書き該当によるランプ交換については、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工し、設置における安全性の確認を行うこと。

ク 照明器具（ランプのみ交換含む）交換後、照明器具への表示及び記録を行うこと。

（ア）照明器具への表示

原則、次のとおり表示することとするが、状況によっては発注者と協議の上、表示項目を決めることとする。

- a 賃貸借期間
- b 受注者名（施工者名）
- c 器具の改造等の有無について

（イ）成果物として保管する資料等

- a 照明機器の仕様書、取扱説明書等
- b 工事状況及び完成写真
- c 完成図面（照明プロット、機器完成図、その他必要なもの）
- d 照明器具一覧表

ケ LED照明器具の支持については既設支持材の再利用を原則とするが、既設吊ボルト、取付ボルトなどの既設流用材料が劣化によって再使用に十分耐えうるものではない場合は、賃貸人の負担により支持材の更新を行うものとする。既設支持材が無い場合は、吊ボルトを新設することを前提とするが、施工が難しい場合は発注者と協議することとし、安全に配慮した施工方法で取付けを行うこと。

コ 既設照明器具へ接続されている電線・ケーブル等に絶縁不良などの不具合が発生している場合で、軽微な不具合の場合は、当該部分を更新するなど受注者側で対応することとする。軽微な不具合でない場合は、発注者に協議の上、対応を検討することとする。

サ 既設埋込型照明器具と交換予定の新設埋込型照明器具の開口が異なる場合は、リニューアルプレート等で対応すること。

シ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。

ス 設置作業完了後、完成図書（完成図、機器完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を発注者が指定する日までに提出するものとする。なお、完成図書は、全施設掲載の図書と施設ごとの図書を各1部及びデータで提出するものとする。

セ 本仕様書に記載のない事項については、公共建設改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修によるものとする。

ソ 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

タ 設置工事中に発生した事故については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。

チ 受注者は、既設の照明器具等を撤去し、撤去した照明器具等は関係法令に基づき適切な処分（水銀リサイクル等を含む。）を行うこと。なお、撤去された照明器具等の発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源

化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理することとし、検査においては、マニフェスト等を確認することとする。

また、全数についてPCB含有の有無を確認することとし、PCB含有廃棄物の可能性のあるものを発見した場合は速やかに発注者に連絡すること。なお、PCB含有廃棄物が出てきた場合は、発注者が別途指定する場所へ保管することとする。

- ツ 既設照明器具に接地工事が施されていない場合は、原則として付近の分電盤、照明器具、コンセント等から、更新後の照明器具及び設置環境に合わせた接地工事を行うこととする。
- テ 更新作業の前後において、作業前後で照度測定を行い、照度測定結果及び写真にまとめ、発注者に報告すること。
なお、更新後に、照度が更新前を下回ることがないように器具を選定すること。
- ト 整備に当たり、各種法令を遵守すること。

7 物品の保守等

- (1) 賃貸借期間中、賃貸借物品が正常に点灯するよう維持管理を行うものとし、機器の不具合による物品の取替え、代替え、修理等（交換作業費含む）に要する費用は受注者の負担とする。
ただし、防災照明（誘導灯及び非常用照明）に内蔵の蓄電池については、通常使用による劣化に伴う取替えは発注者の負担とする。
- (2) 賃貸借期間中に消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取換え、代替え、修理等を行うものとし、消灯等の原因が、落雷等、機器の不具合に因らない場合は、発注者は、受注者が付保する動産総合保険の範囲内で、支払いを免れることが出来るものとする。なお、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。
- (3) 設置作業終了後、消灯等が発生した時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

8 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置個所を変更するときは、発注者の責において物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) に当たり、受注者は機器の取外し、設置・調整に必要な情報を発注者に提供するものとする。
- (3) 変更後の機器は、引き続き受注者が管理するものとする。

9 維持管理

- (1) 受注者は、灯具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED照明灯が正常な状態で使用できるよう維持管理をすること。
- (2) 賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、速やかに交換又は補修を行い正常な状態を保つこととする。
- (3) 受注者は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。
- (4) 受注者は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先を記載した保守管理体制表を発注者に書面で届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届出ること。

10 賃貸借契約について

(1) 事業形態

LED照明灯の灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的賃貸借契約

(2) 賃貸借期間

賃貸借期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。

(3) 賃貸借料支払い条件

月ごとの支払いとし、また、請求書受理後30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(4) 賃貸借契約に含まれる事項

以下の内容は賃貸借料に含めるものとする。

- (ア) LED照明灯設置に必要な付属品一式
- (イ) LED照明灯取替工事に係る工事費
- (ウ) 既存照明灯等の処分費用
- (エ) 賃貸借金利及び保険費用（動産総合保険、損害賠償保険等）
- (オ) 維持管理費用（部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）

11 提出書類

受注者は以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	様式7（更新分）（設置前・設置後の消費電力を記載のこと）	契約前
2	契約金額の内訳明細書・対象施設別の内訳明細書	契約前
2	施工計画書	施工前
3	実施工程表	施工前
4	緊急連絡先名簿	施工前

5	納入仕様書	施工前
6	完成図面	施工後
7	各種試験成績書	施工後
8	機器完成図	施工後
9	産業廃棄物マニフェスト	発行され次第
10	設置機器リスト（設置前・設置後の消費電力を記載のこと）	施工後
11	打ち合わせ記録簿その他発注者が必要と認める書類	随時

12 発注者と受注者の責任分担

（１）予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとする。

なお、受注者が責任を負うべき事項で、発注者が責任を負うべき合理的な理由があるものや現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとする。

（２）事業継続が困難になった場合における措置

事業継続が困難になった場合における措置については、賃貸借契約において定める。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	本仕様書の誤り	本仕様書の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	安全性の確保	設置作業・物品の保守における安全性の確保		○
	環境の保全	設置作業・物品の保守における環境の保全		○
	保険	設置作業における履行保証保険及び賃貸借物品の保守期間のリスク保証する保険		○
	制度の変更	法令・税制の変更に関するもの	○	○
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		設置作業に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		発注者の不注意等による設置作業許可等の遅延によるもの	○	
		受注者の事業放棄・破綻によるもの		○

設 置 段 階	第三者賠償	設置作業における第三者への損害賠償		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	用地の確保	資材置場の確保	○	○
	立入許可	必要な施設への立入許可	○	
	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
	作業遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		受注者の責による設置の遅延・未完工による引渡しの延期		○
	作業費増大	発注者の指示・承諾による作業費の増大	○	
		受注者の判断の不備によるもの		○
	性能	仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一時的損害	引渡し前に設置物に関して生じた障害		○
引渡し前の設置作業に起因し施設に生じた障害			○	
支 払 関 係	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	発注者の責による支払いの遅延・不能によるもの	○	
維 持 管 理 関 係	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償		○
	計画変更	用途の変更等、発注者の責による事業内容	○	
		受注者が必要と考える計画変更		○
	改修作業	発注者の都合による改修作業等に起因する賃貸借物品及び保守対象	○	
	立入許可	必要な施設への立入許可	○	
	維持管理費の上昇	受注者の責による維持管理費用の増大		○
	機器等の損傷	発注者の過失又は発注者の所有施設に起因する賃貸借物品及び保守対象の損傷	○	
	機器等の損傷 所有施設損傷	受注者の故意・過失に起因する賃貸借物品及び保守対象の損傷		○
		受注者の故意・過失又は賃貸借物品及び保守対象に起因する発注者の所有施設・設備の損傷		○
所有施設損傷 不可抗力	不可抗力以外のその他の原因による発注者の所有施設・設備の損傷	○		

	所有施設損傷 不可抗力	火災・天災・戦争等の不可抗力による発注者の 施設の損傷	○	
	不可抗力 性能	火災・天災・戦争等の不可抗力による賃貸借物 品の損傷	○	○
保 証 関 連	性能	仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による所有施設・設備への損害 、発注者の施設運営・業務への障害		○

14 その他、特記

- (1) 賃貸借期間の開始は、全ての器具が設置完了し、完了検査合格後の令和8年4月1日とするが、受注者は、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。
仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるにのみ、受注者の負担で物品の取替え、代替え、修理等（交換作業費含む）を行うものとする。
- (2) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可とする。
- (3) LED照明器具の設置に伴う配線、器具の設置・保守、所轄官公庁への届出、打ち合わせ時記録作成等、LED照明器具設置に関連するすべての経費が契約金額（賃借料）に含まれることとする。
- (4) 地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ、県内に本店を有する者を優先的に工事発注（下請）先等に選定すること。
- (5) この仕様書の定めがない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定するものとする。

履行場所

	施設名	住所
1	ひょうご女性交流館	神戸市中央区下山手通 4 丁目18番1号
2	のじぎく会館	神戸市中央区山本通 4 - 2 2 - 1 5
3	舞子公園	神戸市垂水区東舞子町2051番地
4	舞子海上プロムナード	神戸市垂水区東舞子町2051番地
5	舞子公園地下駐車場	神戸市垂水区東舞子町2051番地
6	移情閣	神戸市垂水区東舞子町2051番地
7	神出学園	神戸市西区神出町小束野30
8	神戸西テニスコート	神戸市西区玉津町森友 7 番 1 号
9	総合リハビリテーションセンター	神戸市西区曙町1070
10	肢体不自由児療護施設 おおぞらのいえ	神戸市西区曙町1070
11	尼崎の森中央緑地	尼崎市扇町33-4
12	宝塚西谷の森公園	宝塚市境野字保与谷14-1
13	西猪名公園	川西市久代6-30-1
14	一庫公園	川西市国崎字知明1-6
15	有馬富士公園	三田市福島1091-2
16	明石公園	明石市明石公園1-27
17	三木総合防災公園	三木市志染町三津田1708
18	農業大学校	加西市常吉町1256-4
19	フラワーセンター	加西市豊倉町飯森1282-1
20	播磨中央公園事務所	加東市下滝野 1275-8
21	播磨中央公園	加東市下滝野 1275-8
22	県立嬉野台生涯教育センター	加東市下久米1227-18
23	やしろの森公園	兵庫県加東市上久米1081-3
24	なか・やちよの森公園	兵庫県多可郡多可町中区糍屋677-10 兵庫県多可郡多可町八千代区俵田178-27
25	いえしま自然体験センター	姫路市家島町坊勢字東尾友 6 8 8
26	西播磨文化会館	たつの市新宮町宮内458-7
27	赤穂海浜公園	赤穂市御崎1857-5
28	但馬文教府	豊岡市妙楽寺41-1
29	但馬長寿の郷	養父市八鹿町国木594-10
30	但馬牧場公園	美方郡新温泉町丹土1033
31	丹波並木道中央公園	丹波篠山市西古佐90番地
32	ささやまの森公園	丹波篠山市川原511-1
33	丹波の森公苑	丹波市柏原町柏原5600
34	兵庫県立丹波年輪の里	丹波市柏原町田路102-3
35	淡路島公園	淡路市楠本2425番2号
36	あわじ石の寝屋緑地	淡路市楠本2425番2号
37	淡路佐野運動公園	淡路市佐野新島9-6
38	淡路文化会館	淡路市多賀600